

No.2-1

生活保護の基本的な実務

実施日： 年 月 日

目次

	内 容	頁
はじめに 本編 おわりに	本研修の獲得目標を確認する	2
	生活保護制度の概要	3
	1.生活保護制度の目的／2.生活保護法の原理・原則／3.保護の実施要領	
	I. CWの役割と実務の全体像	9
	II. 相談・申請	12
	1.面接相談／2.他法他施策の活用／3.生活困窮者自立支援制度との連携	
	III. 要否の判定・決定	19
	1.保護の要否の判定／2.各種調査の実施／3.資産の活用／4.扶養義務／ 5.最低生活費／6.その他	
	IV. 保護の開始後	39
	1.援助方針の策定／2.関係機関との連携／3.訪問調査と援助方針の見直し／ 4.ケース記録の作成／5.収入状況等の把握／6.返還・徴収／ 7.受給者の権利と義務／8.指導・指示	
	V. 保護の停止・廃止	61
	1.必要な手続き	
	まとめ	63
	獲得目標の確認と振り返り	64
	出典・参考図書・文献	65

- ✓ **生活保護制度の原理・原則や運用の基本について理解し、その上でケースワーカーに求められる実務を理解する**



日々の仕事を振り返りつつ、明日からの仕事に活かせるよう
学びを深めていきましょう

1. 生活保護制度の目的

生活保護制度は、日本国憲法第25条に規定される生存権を具現化したものです。

日本国憲法（昭和二十一年憲法）第25条

第1項 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

第2項 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

生活保護制度の目的

生活保護法第1条

この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

最低生活の保障

① 資産、能力その他あらゆるものを活用することが保護の前提。また、扶養義務者による扶養などは、保護に優先される。

- ・不動産、自動車、預貯金等の資産
- ・稼働能力の活用
- ・年金、手当等の社会保障給付
- ・扶養義務者からの扶養

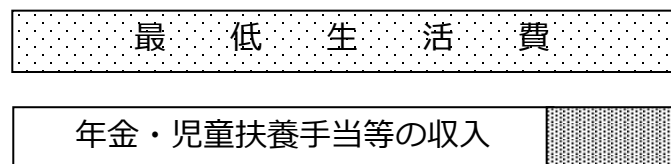
等



- ◇保護の開始時に調査
(預貯金、年金、手当等の受給の有無や可否、傷病の状況等を踏まえた就労の可否、扶養義務者の状況及び扶養能力等)
- ◇保護適用後にも届出を義務付け

② 支給される保護費の額

- ・厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費から収入を差し引いた差額を保護費として支給



支給される保護費

収入としては、就労による収入、年金等社会保障の給付、親族による援助等を認定。
預貯金、保険の払戻し金、不動産等の資産の売却収入等も認定。

自立の助長

- ・CWによる被保護者の状況に応じた相談・助言
- ・被保護者就労支援事業（就労意欲の喚起、個々に応じた求人開拓、求職活動の支援）、被保護者就労準備支援事業（生活習慣等に課題があり、直ちに就職することが困難な者への支援）、生活保護受給者等就労自立促進事業（ハローワークと連携したチーム支援）、その他自立支援プログラムに基づく支援
- ・被保護者家計改善支援事業、被保護者健康管理支援事業、子どもの進路選択支援事業 等

2. 生活保護法の原理・原則

生活保護制度の運用に当たっては、常に下記の原理・原則に基づいて判断する必要があります。

原理

原則

- 第1条** . . . **この法律の目的** 国家の責任で国民に対して行う、①最低限度の生活保障と、②自立の助長

この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。
- 第2条** . . . **無差別平等の原理**

すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護（以下「保護」という。）を、無差別平等に受けることができる。
- 第3条** . . . **最低生活保障の原理**

この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。
- 第4条** . . . **保護の補足性の原理**

1 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 前二項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。
- 第7条** . . . **申請保護の原則**

保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。
- 第8条** . . . **基準及び程度の原則**

1 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

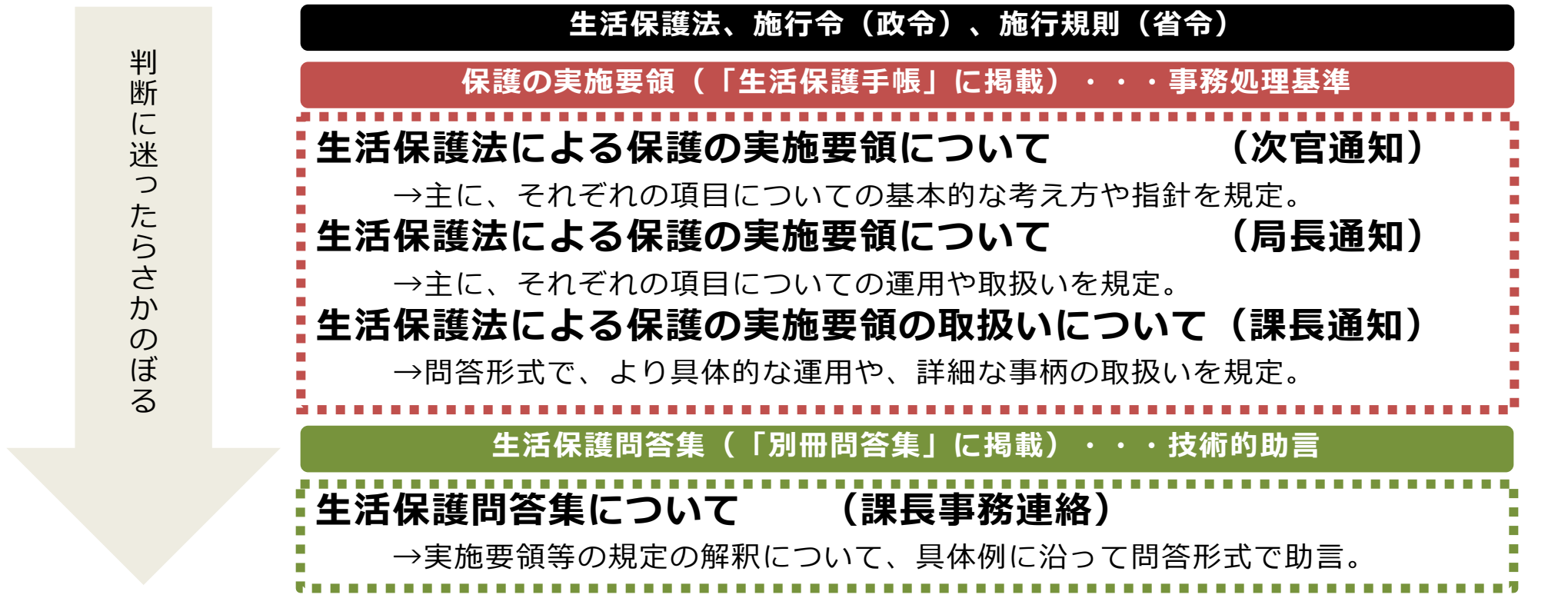
2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。
- 第9条** . . . **必要即応の原則**

保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとする。
- 第10条** . . . **世帯単位の原則**

保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。

3. 保護の実施要領

- 生活保護の決定・支給事務は法定受託事務です。
- 生活保護の決定・実施に当たっては、国が定めた「事務処理基準」である「**保護の実施要領（通知）**」に基づき実施するとともに「技術的助言」である「**生活保護問答集（事務連絡）**」を参考として実施します。
- 生活保護制度は生活全般に関わる制度であり、**全てをこれらの通知で規定できるものではありません**。
- 判断に迷った場合は、生活保護法の**原理原則に立ち返って**、ケース診断会議や査察指導員との協議等により、**福祉事務所として組織的に検討**を行い結論を導き出す必要があります。



(続き)

- 「保護の実施要領」の構成は以下のとおりです。

→ 保護の決定・実施に当たっては、生活保護法令に定めるところはもとより、事務処理基準である「保護の実施要領」に従って適正に実施することが求められます。

第1	世帯の認定	第8	収入の認定
第2	実施責任	第9	保護の開始申請等
第3	資産の活用	第10	保護の決定
第4	稼働能力の活用	第11	保護決定実施上の指導指示及び検診命令
第5	扶養義務の取扱い	第12	調査及び援助方針等
第6	他法他施策の活用	第13	その他
第7	最低生活費の認定	第14	施行期日等

ここまでで、生活保護制度は
憲法第25条の生存権を具現化したものであり、
その目的は「**最低限度の生活の保障**」と「**自立の助長**」であること、
また、CWは、保護の実施要領や別冊問答を踏まえて
保護の決定実施や自立に向けた支援を行うこと
を確認しました。

CWはその目的を達成するために
適切な事務処理と対人援助を行うことが求められます。

次からは「**CWに求められる実務**」について
理解を深めていきましょう。

I. CWの役割と実務の全体像

- CWは、生活保護法の目的を達成するため、訪問等により世帯の状況を把握することを通じて、世帯の状況を踏まえた最低生活保障としての保護費の支給、世帯の課題を踏まえた相談援助・自立支援を実施することが求められます。
- CWがこの役割を果たすためには、中核的な業務である「居宅訪問」の実施が重要です。

生活保護法の目的

最低限度の生活の保障

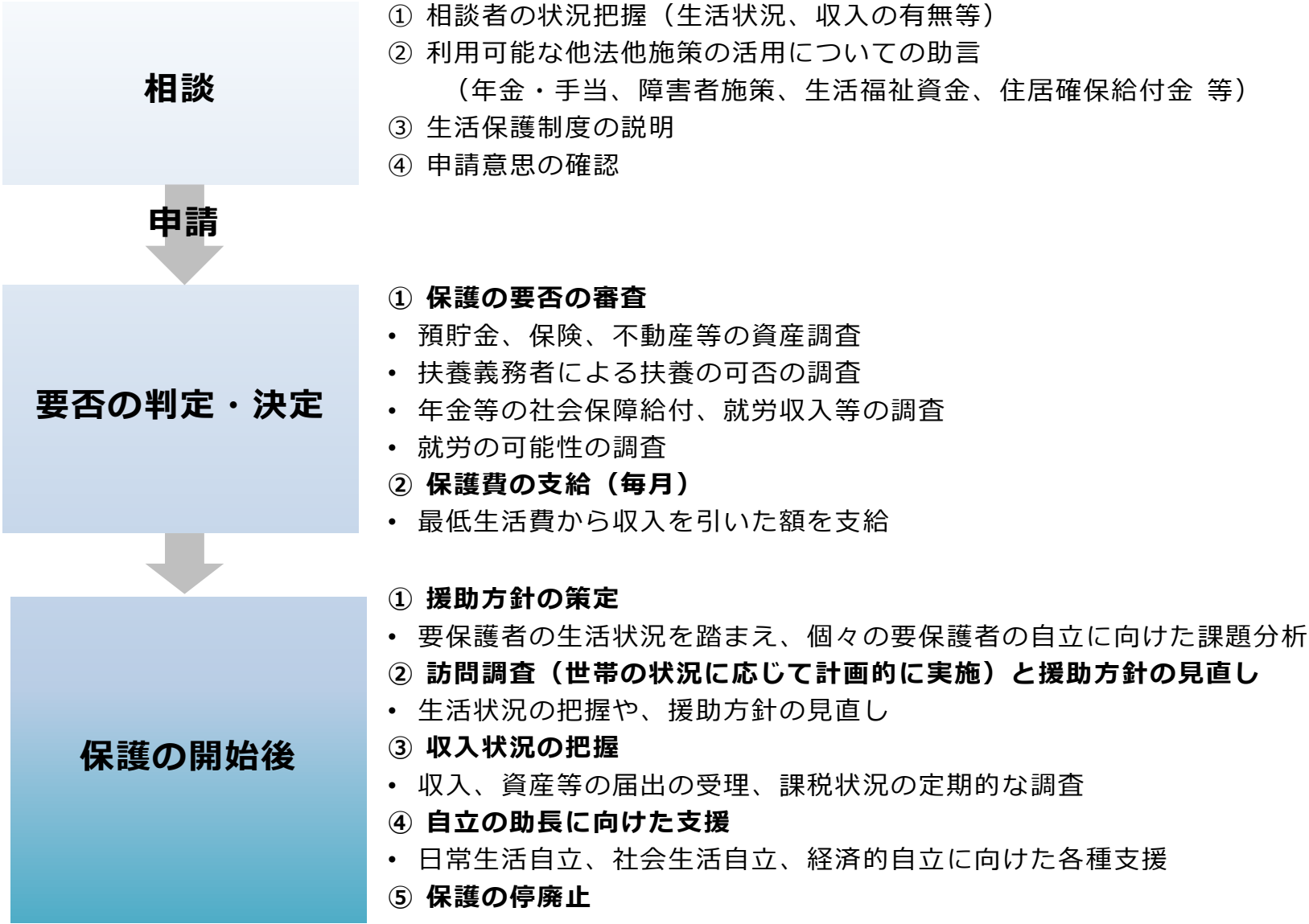
自立の助長

居宅訪問等を通じた世帯の状況の把握
(居宅訪問・来所面談・電話・手紙など)

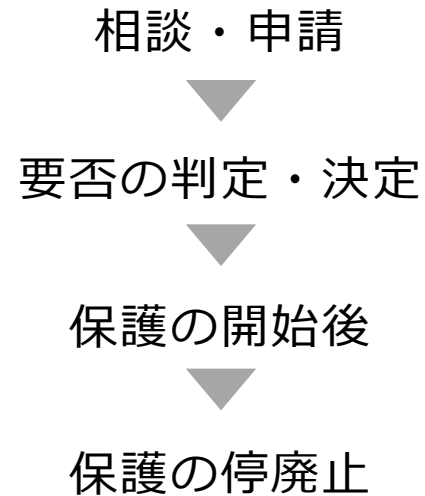
最低生活保障としての
保護費の支給
(適切な事務処理)

世帯の課題を踏まえた
相談援助・自立支援
(対人援助)

● CWが行う実務の全体像は以下のとおりです。



次からは「**CWの具体的な実務**」について



の順に、具体的内容、留意点などについて理解を深めていきましょう。

Ⅱ．相談・申請



ここからは、下記の流れに沿って実務を学んでいきましょう。

- 1．面接相談
- 2．他法他施策の活用
- 3．生活困窮者自立支援制度との連携

1. 面接相談

- 保護の開始申請にあたり、面接相談を行います。
- 面接相談においては、①相談者の状況を把握、②利用可能な他法他施策の活用についての助言、③生活保護制度の説明、④申請意思の確認を行います。
 - ・ 相談者の状況の把握は困窮の状況を具体的に把握するため、**ライフラインや手持金、食事の状況など、急迫状況にないか必ず確認**しましょう。
 - ・ 制度説明の際は、福祉事務所で作成する「**生活保護のしおり**」を**活用**しながら、丁寧な説明を心がけます。
 - ・ 明らかに預貯金が多額のため保護に該当しない場合等を除き、**保護申請の意思は必ず確認**しましょう。
 - ・ また、保護に該当しないことが明らかであっても、**申請権を有する者から申請の意思があった場合は、速やかに申請書を交付**することが必要です。

次 第9

生活保護は申請に基づき開始することを原則としており、保護の相談に当たっては、相談者の申請権を侵害しないことはもとより、**申請権を侵害していると疑われるような行為も厳に慎むこと**。

詳細は次頁にて

◆ 相談に至った経緯・状況の確認

相談者のこれまでと今の状況を丁寧に聞き取ります。

- ・ 現在の生活状況
⇒ ライフライン、手持金、食事 等
- ・ 収入の有無
- ・ 病状
- ・ 就労状況
- ・ 資産、負債の有無
- ・ 家族、親戚関係

◆ 他法他施策の紹介や助言

生活保護は「最後のセーフティネット」といわれています。

相談者が利用可能な他法他施策や関係機関（ハローワーク窓口など）がある場合には、紹介や利用の助言を行います。

ポイント

- 申請意思が確認された方には、**速やかに保護申請書を交付し、申請手続きの助言を行う必要**があります。
- 申請書類が整っていないことをもって申請を受け付けない等、法律上認められた保護の申請権を侵害しないことはもとより、**侵害していると疑われるような行為**も厳に慎むべきです。

例)

- 自動車の保有が一律に認められない旨の説明
 - 扶養が保護の「要件」であるかのような説明
 - 居所がないと保護を受けられないとの説明
 - 申請前に事実上の保護の要否判定を行い、保護否になることが見込まれる場合には申請ができないと受け取られるような説明
- 申請を取り下げる場合は、**本人の意思によって行われるもの**であり、CWや福祉事務所が促すことはできません。申請があった場合には、要保護者の審査請求権の権利保護の観点からも、組織として適正な手続きにより決定することが求められます。



局 第9-1、課問第9の1「面接相談時における保護の申請意思の確認」、課問第9の2「扶養義務者の状況や援助の可能性についての聴取」、課問第9の3「相談者の困窮状況等を確認するために必要な資料の提出」も参照しましょう。

参考：厚生労働省ホームページにおける周知内容

厚生労働省のホームページにおいて、生活保護の申請は国民の権利であること、また生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるため、ためらわずご相談いただくよう周知しています。

(参考) 厚生労働省ホームページにおける国民への周知内容（生活保護を申請したい方へ）

生活保護を申請したい方へ

**生活保護の申請は国民の権利です。
生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、
ためらわずにご相談ください。**

⇒相談先はお住まいの自治体の福祉事務所までご連絡ください。

▶  [福祉事務所一覧【.xlsx形式】【58KB】](#) 

2. 他法他施策の活用

- 生活保護制度では、法第4条：補足性の原理を根拠に、他法他施策の活用が求められます。
- 面接相談に当たり、CWは、相談者の状況に応じて活用可能な他法他施策について適切に助言するとともに、必要に応じて窓口へのつなぎなどの支援を行います。

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

次 第6

他の法律又は制度による保障、援助等を受けることができる者又は受けることができると推定される者については、極力その利用に努めさせること。

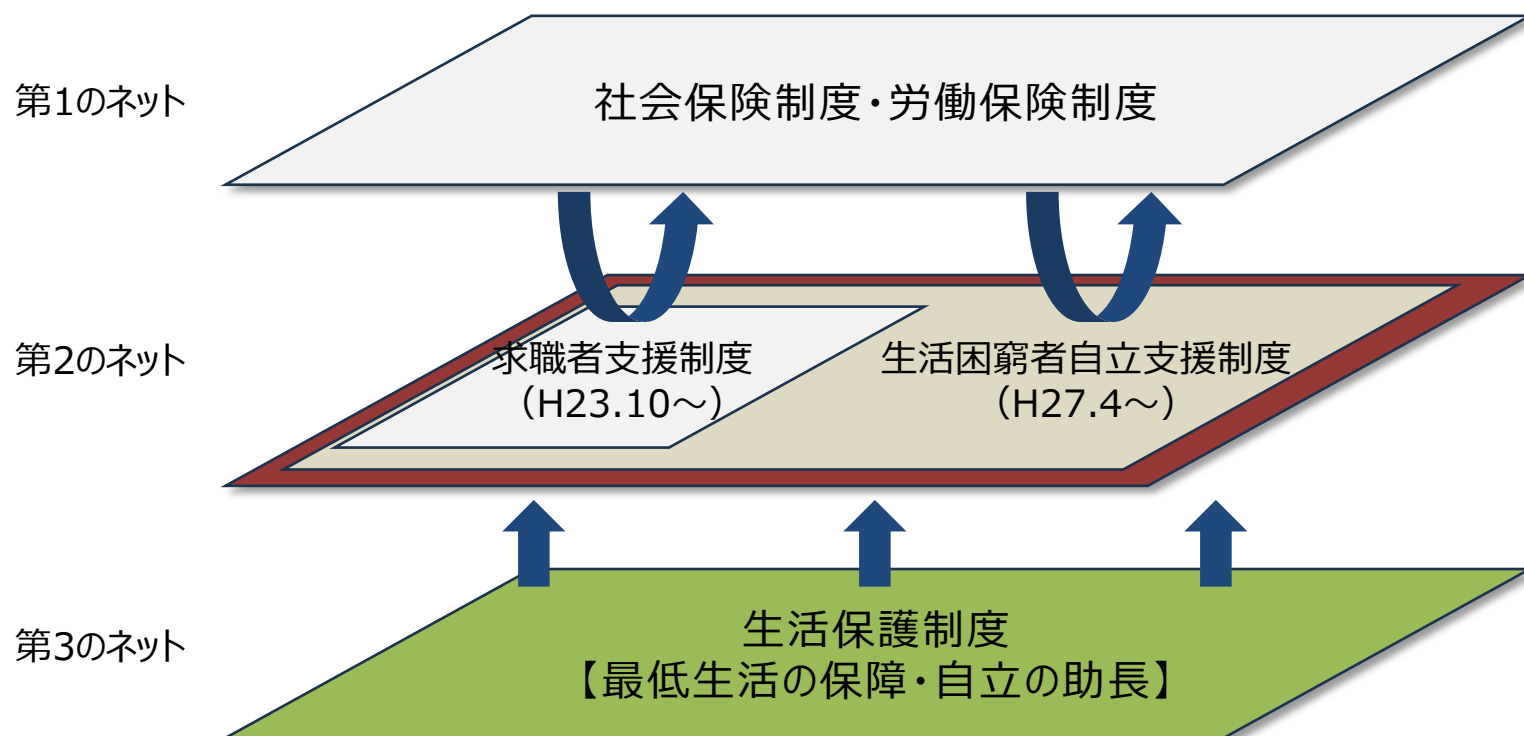
- 相談者の世帯や生活状況に応じた主な他法他施策は以下のとおりです。

※あくまで主な例であり、これ以外にも相談者の状況に応じた各種施策があることに留意

	主な他法他施策	担当窓口
高齢者世帯	【経済的給付】 ・ 老齢基礎年金、老齢厚生年金 【各種サービス等】 ・ 介護保険サービス（訪問、通所、入所・入居） ・ 成年後見制度 ・ 日常生活自立支援事業	・ 自治体の年金担当部署、社会保険事務所 ・ 自治体の高齢者福祉担当部署 ・ 地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、介護サービス事業所 ・ 社会福祉協議会 等
子どもがいる世帯	【経済的給付・貸付】 ・ 児童手当 ・ 児童扶養手当 ・ 就学援助制度（小中学校） ・ 高等学校等就学支援金制度（高校） ・ 給付型・貸与型奨学金、授業料等減免（大学等） ・ 母子・父子福祉資金	・ 自治体の子ども担当部署 ・ 自治体の教育担当部署 ・ 母子家庭等就業・自立支援センター ・ 児童家庭支援センター 等
障害者世帯・ 傷病者世帯	・ 障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳） 【経済的給付】 ・ 障害基礎年金、障害厚生年金 ・ 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当等 【各種サービス等】 ・ 障害福祉サービス（訪問、通所、入所・入居） ・ 精神科デイケア ・ 自立支援医療 ・ 難病医療費助成制度 ・ 成年後見制度 ・ 日常生活自立支援事業	・ 自治体の障害福祉担当部署 ・ 自治体の年金担当部署、社会保険事務所 ・ 相談支援事業所、障害福祉サービス事業所 ・ 社会福祉協議会 等
その他	・ 生活困窮者自立支援制度 【経済的給付・貸付】 ・ 生活福祉資金 ・ 雇用保険制度（失業給付や求職者支援制度等）	・ 自治体の生活困窮担当部署、生活困窮者自立相談支援機関 ・ 社会福祉協議会 ・ 公共職業安定所 等

3. 生活困窮者自立支援制度との連携

- 何らかの理由で働けなくなった、収入が途絶えた等の際に生活を支える重層的な仕組みが「3つのセーフティネット」です。
 - 第1のネットは社会保険・労働保険、第2のネットは平成23年にできた求職者支援制度と、平成27年にできた生活困窮者自立支援制度です。
 - 生活保護は、第3の最後のセーフティネットとして、国民の安心・安全な生活を支えています。
 - 保護の実施機関は、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関と緊密に連携し、生活保護を必要とする方に対して確実かつ速やかに保護を実施することが求められます。
- ※要保護者の把握のため、民生委員、水道、電気などのライフラインの事業者や居宅介護支援事業所等の関係機関との連携についても重要。



Ⅲ．要否の判定・決定



ここからは、下記の流れに沿って実務を学んでいきましょう。

- 1．保護の要否の判定
- 2．各種調査の実施
- 3．資産の活用
- 4．扶養義務
- 5．最低生活費
- 6．その他（世帯認定・実施責任）

生活保護 手続きの流れ (福祉事務所)

審査 《法第24条,28条,29条》 (期間は原則14日以内)

【担当者】
・ 査察指導員 ・ CW

- ◆ 訪問調査
 - ・ 居宅など生活状況の把握 等
- ◆ 資産調査
 - ・ 不動産、自動車、預貯金、生命保険の有無等
 - ⇒ 不動産など売却に時間を要する場合には、生活保護を適用後、売却したのち返還 《法63条》
- ◆ 収入状況調査
 - ・ 就労している場合は、給与明細等により確認
 - ⇒ 虚偽の申告などにより不正受給をした場合には、支給した保護費を徴収する 《法78条》
- ◆ 稼働能力の調査
 - ・ 健康上の問題がある場合、受診状況の確認や検診命令により稼働能力を確認
- ◆ 他法関係の資格調査
 - ・ 年金受給権の有無、受給額等を確認
 - ・ 児童扶養手当等の受給の可否を確認
- ◆ 扶養義務者への照会
 - ・ 配偶者や三親等内の親族等の扶養義務者に経済的・精神的支援等の可否を確認
 - ⇒ 親族からの仕送り等が開始されれば、その金額分保護費と調整(減額) [収入認定]
 - ⇒ 明らかに扶養が可能であるにもかかわらず、扶養していないケースについては、福祉事務所長が家庭裁判所へ調停等の申立 《法77条》
 - ⇒ DVの相手方などには照会しない

保護要

保護開始

保護否

申請却下

相談・申請意思の確認

保護の申請

《法第7条》
《法第24条》

生活保護の要件等（法第4条）

基本的な考え方

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われ、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

資産の活用

・ 土地・家屋は、原則売却

ただし、現に居住の用に供されているものについては、処分価値が著しく大きいものを除き、保有を容認。

・ 自動車は、原則売却

ただし、障害者や公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者等が通勤、通院、通所及び通学のため必要とする場合、保有を容認。

・ 預貯金は、原則収入認定

なお、保護開始時に保有する金銭のうち、いわゆる家計上の繰越金程度のものについては、保護の程度の決定に当たり配慮（具体的には、最低生活費（医療扶助及び介護扶助を除く）の5割までは手持金を収入認定しない）。

能力の活用

- ・ 稼働能力を活用しているか否かについては、①稼働能力を有するか否か、②その稼働能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か、の3つの要素により判断。
- ・ 現実に稼働能力があり、本人の有している資格、生活歴、職歴等から適切と判断され得る職場があるにもかかわらず、働く意思がない者は要件を欠くと判断するが、稼働能力も働く意思もあり、求職活動を行っているが現実に働く場がない者については要件を満たしているものと判断。

他法他施策の活用

- ・ 年金、児童扶養手当等、本人が手続きをすれば受給できる給付等は活用することが必要。

扶養の優先

- ・ 福祉事務所は、民法に定める扶養義務者（三親等以内の直系血族、兄弟姉妹等）について扶養の可能性を調査。特に、親子関係にある者に対しては、実地調査も行うなど重点的に実施。扶養義務者からの仕送り等があればこれを収入認定する。

1. 保護の要否の判定

- 申請を受けた後、世帯の最低生活費と収入を比較し、保護の要否を判定します。
- 最低生活費に対して収入が不足する場合に「保護要」になります。収入については必要経費や公租公課等を除き収入として認定します。

次 第10

次頁参照

保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と 次 第8によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定すること。

また、保護の種類は、その収入充当額を、原則として、第1に衣食等の生活費に、第2に住宅費に、第3に教育費及び高等学校等への就学に必要な経費に、以下介護、医療、出産、生業（高等学校等への就学に必要な経費を除く。）、葬祭に必要な経費の順に充当させ、その不足する費用に対応してこれを定めること。

最低生活費（例） 課問第10の4も確認しましょう				
生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助
- 基準生活費 - 加算 - 入院患者日用品 - 介護施設入所者基本生活費	- 家賃 - 間代 - 地代	- 基準額 - 教材費 - 給食費 - 交通費	介護費（住宅改修費除く）	医療費
総収入（例） 課問第10の5も確認しましょう				
収入充当額		控除額		
勤労収入、自営収入、恩給・年金等の収入、仕送り・贈与等の収入、財産収入 等※		勤労に伴う必要経費 必要経費の実費 出稼ぎ等の実費 託児費、公租公課		

* 状況により、葬祭扶助や
出産扶助もあります

※ 保護の要否の判定は、原則として、判定を行う日の属する月までの3か月間の平均収入充当額と最低生活費を比較

保護要

2. 各種調査の実施

- 保護の決定は、生活保護法において、申請のあった日から原則14日以内とされています（特別な事情がある場合は30日以内）
- CWは、保護の要否を判定するにあたり、生活保護法第29条に基づき、定期的な収入、預貯金、生命保険や不動産等の資産調査を行います。また、申請書等を受理した日から1週間以内に訪問し、実地に調査します。

◆ 訪問調査

- ・ 居宅など生活状況の把握 等

◆ 資産調査

- ・ 不動産、自動車、預貯金、生命保険の有無 等

◆ 収入状況調査

- ・ 就労している場合は、給与明細等により確認

◆ 稼働能力の調査

- ・ 健康上の問題がある場合、受診状況の確認や検診命令により稼働能力を確認

◆ 他法関係の資格調査

- ・ 年金受給権の有無、受給額等を確認
- ・ 児童扶養手当等の受給の可否を確認

◆ 扶養義務の履行が期待できる場合における扶養義務者への照会

- ・ 要保護者からの申告を基本に、扶養義務者の存否を確認
- ・ 存在が確認された扶養義務者は、要保護者等からの聞き取り等により、扶養の可能性を調査
※DVや虐待の相手方等には照会しない（⇒別冊問答 問5－1に記載）
- ・ 扶養には経済的支援のほか、本人に対する定期的な訪問・架電、書簡のやり取り、一時的な子どもの預かり等の精神的な支援も含まれる

参考：調査先となる関係機関

- CWは家庭訪問のほか、要保護者の申告や状況等に応じて関係機関等に対して調査を行います（一例です）。

調査事項	調査内容	調査先
■資産		
預貯金	銀行等の預貯金残高 等	金融機関（郵便局、農協等も含む）
生命保険等	加入の有無、種類、加入期間、保険金額、保険料、解約返戻金、入院給付金等の特約事項 等	生命保険会社、郵便局、都道府県民共済、全労災、農協、漁協 等
不動産	保有の有無、所在、種類、面積、課税状況（評価額）等	税務署、法務局
自動車	保有の有無、登録番号、年式、形式、総排気量、課税状況、所有者・利用者、ローン残債の有無 等	運輸局陸運支局、税務署（車検証の写しを取る）
課税状況 ※	市民税課税の有無、固定資産・所得の有無・額 等	自治体の税担当部署、税務署
■収入		
年金、手当等	受給の有無、種類、受給額、加入期間、受給資格 等	年金事務所、企業年金連合会、自治体の年金担当部署、福祉部局
医療給付	自立支援医療・難病医療費等の助成制度の適用有無・可否 医療保険加入の有無、傷病手当金受給の有無・可否・期間・受給金額、等	自治体の障害福祉担当、全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合、年金部署、医療機関 等
雇用保険、労災保険	給付の有無、種類、期間、受給金額 等	公共職業安定所（ハローワーク）、労働基準監督署
交通事故	保険給付の有無、損害賠償の有無、保険金額 等	損害保険会社

※課税調査は毎月6月以降に保護を受給していた者全員を対象に実施

(続き)

調査事項	調査内容	調査先
■その他		
住所、戸籍等	住民登録、在留資格、出国の状況 等	自治体の市民部局、入国管理局 等
病状等	病名、通院日数・入院見込日数、病状、稼働能力、療養態度、療養上の注意 等	医療機関、嘱託医 等
介護の状況	要介護認定の申請及び判定の状況、介護サービスの利用状況、介護保険料の徴収額 等	自治体の介護保険担当
障害の状況	手帳の有無、程度 等	自治体の障害福祉担当
生活実態等	生活状況 等	民生委員 等

3. 資産の活用

- 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産・能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われます。（法第4条：補足性の原理）
- 資産活用の基本的な考え方については以下のとおり。

次 第3

最低生活の内容としてその所有又は利用を容認するに適しない資産は、次の場合を除き、原則として処分のうえ、最低限度の生活の維持のために活用させること。

なお、資産の活用は売却を原則とするが、これにより難しいときは当該資産の貸与によって収益をあげる等の活用の方法を考慮すること。

- 1 その資産が現実には最低限度の生活維持のために活用されており、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持及び自立の助長に実効があがっているもの
- 2 現在活用されてはいないが、近い将来において活用されることがほぼ確実であって、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持に実効があがると認められるもの
- 3 処分することができないか、又は著しく困難なもの
- 4 売却代金よりも売却に要する経費が高いもの
- 5 社会通念上処分させることを適当としないもの

(続き)

- 主な資産の取扱いは以下のとおりです。具体的な取扱いは、**実施要領「第3 資産の活用」を確認**しましょう。

【預貯金】

- 手持金は収入として認定。なお、保護開始時に保有する金銭のうち、いわゆる家計上の繰越金程度のものについては、保護の程度の決定に当たり配慮（具体的には、最低生活費（医療扶助及び介護扶助を除く）の5割までは手持金を収入認定しない）

【保険】

(生命保険等)

解約返戻金ができる場合は資産として活用を求めるのが原則。

ただし、以下の場合には解約せずに保護適用が可能。（解約返戻金を受け取った場合には申請時の解約返戻金相当額は法第63条による対象）

- ・ 貯蓄的性格が強い養老保険等ではなく、危険対策を目的とするものであること
- ・ 解約返戻金が少額（医療扶助費を除く最低生活費の概ね3か月程度以下を目安）で、かつ、保険料額が当該地域の一般世帯との均衡を失しない場合（医療扶助を除く最低生活費の1割程度以下を目安）

(学資保険)

解約返戻金が50万円以下であれば保有を容認。

【土地・家屋】

- 土地・家屋は、原則売却。ただし、現に居住の用に供されているものについては、処分価値が利用価値に比して著しく大きいものを除き、保有を容認。



【自動車】

- 原則として処分。ただし、例外的に、事業用自動車や、障害者や公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者等であって通勤、通院等のために必要な場合で、一定の要件を満たす場合には保有が認められる。



【それ以外の生活用品】

- 当該地域の普及率が70%を超えるものは、地域住民との均衡などを勘案の上、原則として保有を容認。

ポイント：「持ち家のある人は一律に保護を受けられない」という説明はNG！

- 居住用不動産は、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められる場合を除き、保有が認められます。
※処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められる否かの判断が困難な場合は、ケース診断会議などを経て保有の可否を判断する必要があります（**局**第3－5、課問第3の15,16参照）。
- また、「要保護世帯向け不動産担保型生活資金」（生活福祉資金貸付制度要綱に基づく「要保護世帯向け不動産担保型生活資金」をいう。以下同じ。）の利用が可能な場合は、活用することが保護の要件になることに留意しましょう。

保有が認められない場合・・・

- 相談者の中には、土地・家屋等の資産を保有しているものの、すぐに現金化できないため、相談時点では生活費が不足して困窮している人がいます。このような時は、資産の保有を否認した上で、保護を適用します。
- ただし、これは「資力がありながら保護を受けた場合」（法第63条）になるため、資産の売却指導を行い、売却された時に、既に支給していた保護費の返還を求めることになります。



あらかじめ資力がありながら保護を受けた場合、法第63条による保護費の返還は、医療費は全額が返還額決定の対象となること等を説明することが必要です。

ポイント：「自動車の保有は一律に認められない」という説明はNG！

- ・自動車については、最低限度の生活の維持のために活用すべき資産であり、経常的に維持費を要するため、原則として保有が認められません。
- ・ただし、例外的に、事業用自動車や、障害者や公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者等であって通勤、通院等のために必要な場合で、一定の要件を満たす場合には保有が認められます。

＜自動車の保有が認められる場合等＞ ※具体的な要件等については、局長通知、課長通知、別冊問答に規定を確認

①事業用自動車（局 第3の3）

地域の低所得世帯との均衡を失しない場合で、現に最低生活維持のために利用しているか、概ね1年以内に収入増加に貢献する見込みがある場合

②通勤用自動車（課問第3の9、9-2）

- ・障害者や公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者等（※）であって、自動車以外に通勤する方法が全くないか、通勤がきわめて困難な場合

※公共交通機関の利用が著しく困難な地域にある勤務先や深夜業務等により自動車により通勤する場合を含む

（保護開始時に就労中断している場合の通勤用自動車）

- ・保護開始時において失業や傷病等により就労を中断している場合の通勤用自動車の保有については、概ね6か月以内に就労により保護から脱却することが見込まれる場合であって、自動車の処分価値が小さいと判断されるものは、処分指導を行わない（維持費の捻出が困難な場合を除く）。

③通院、通所及び通学用自動車（課問第3の12）

障害者や公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者であって、通院等のために定期的な利用が必要で利用し得る公共交通機関等がない場合

4．扶養義務

- 民法上の扶養義務は、生活保護に優先（法第4条第2項）します。
- この「優先」とは、保護の要件ではなく**実際に金銭的扶養が行われた場合に、収入として認定する**という意味です。例えば、同居していない親族に相談してからでないと申請できない、というわけではありません。

※ なお、扶養義務者が金銭的援助を申し出ている場合など、扶養義務者に扶養能力があり、かつ扶養をする意思が明らかである場合には、扶養請求権の行使が保護の要件として位置づけられることに留意。

法第4条第2項

民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

法第77条

被保護者に対して民法の規定により扶養の義務を履行しなければならない者があるときは、その義務の範囲内において、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。



家族・親族ならではの「精神的援助」や「土日・夜間の対応」など、本人を支援するメンバーに加わっていただくことで、支援に厚みが出るということもあります。

(続き)

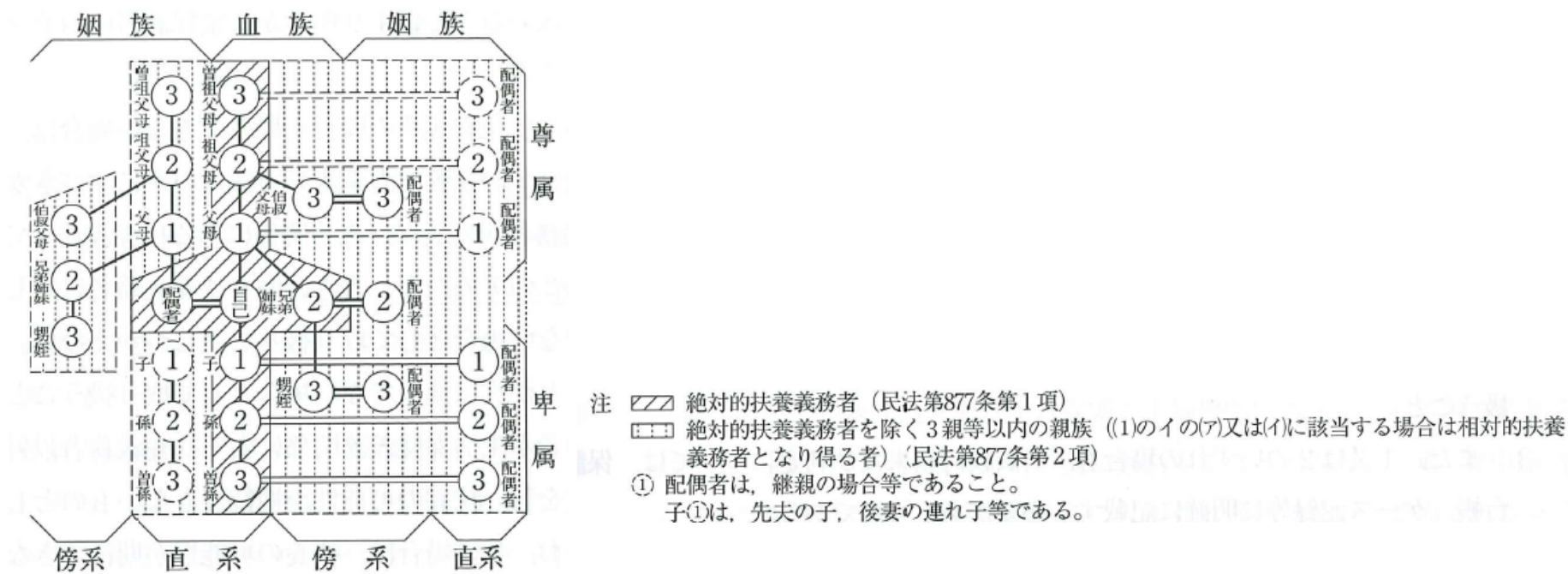
- 「扶養義務者の範囲」については、保護の実施要領（局 第5－1（1）参照）において、以下のとおり定められています。

ア 絶対的扶養義務者

夫婦、祖父母、親、子、孫などの直系血族、 兄弟姉妹

- イ アを除く3親等以内の親族のうち、実際に家庭裁判所において扶養義務創設の審判がなされる蓋然性が高い、次のような状況にある者（「**相対的扶養義務者となり得る者**」という。）

- （ア）現に当該要保護者又はその世帯に属する者を扶養している者
- （イ）過去の当該要保護者又はその世帯に属する者から扶養を受ける等特別の事情があり、かつ、扶養能力があると推測される者



(続き)

- 扶養義務調査については、まずは、要保護者からの申告や必要に応じて戸籍謄本等の確認により扶養義務者の存否を確認します。(局 第5-1(1) 参照)
- 次に、扶養義務者の職業、収入等について要保護者から聴取する等して、扶養の可能性を調査します。その結果を踏まえ、重点的扶養能力調査対象者には「管内の場合は実地調査を実施」を、それ以外の者には「書面による調査」を実施します。(局 第5-2(2)(3) 参照)
- 扶養義務履行が期待できない場合(※)は直接の扶養照会を行わないこととして差し支えありません。

*以下のような場合を想定(保護の実施要領(課問第5の2「扶養義務の履行が期待できない者に対する扶養能力調査の方法」)、別冊問答問5-1「扶養義務履行が期待できない者の判断基準」を参照)

- ① 扶養義務者が被保護者、施設入所者、長期入院患者、主たる生計維持者ではない非稼働者(専業主婦、主夫等)、未成年者、概ね70歳以上の高齢者など
- ② 要保護者の生活歴等から特別な事情があり明らかに扶養が期待できない(10年程度音信不通など交流が断絶 等)
- ③ 扶養を求めることにより明らかに要保護者の自立を阻害することになると認められる者(DV、虐待等)

要保護者からの
聴取

* 扶養義務者の範囲

- ・ 夫婦、祖父母、親、子、孫などの直系血族、 兄弟姉妹【絶対的扶養義務者】
- ・ 3親等内の親族のうち、実際に家庭裁判所において扶養義務創設の審判がなされる蓋然性が高い者【相対的扶養義務者】

扶養義務者への
調査

* 重点的扶養能力調査対象者

- ① 夫婦及び中学3年以下の子の親 【生活保持義務関係】
- ② ①以外の親子関係にある者のうち扶養の可能性が期待される者 等

<調査方法>

- ・ 実施機関の管内に居住する場合は、実地につき調査
- ・ 扶養能力及び扶養の履行状況の調査を保護受給中も年1回程度実施

* 重点的扶養能力調査対象者以外の者

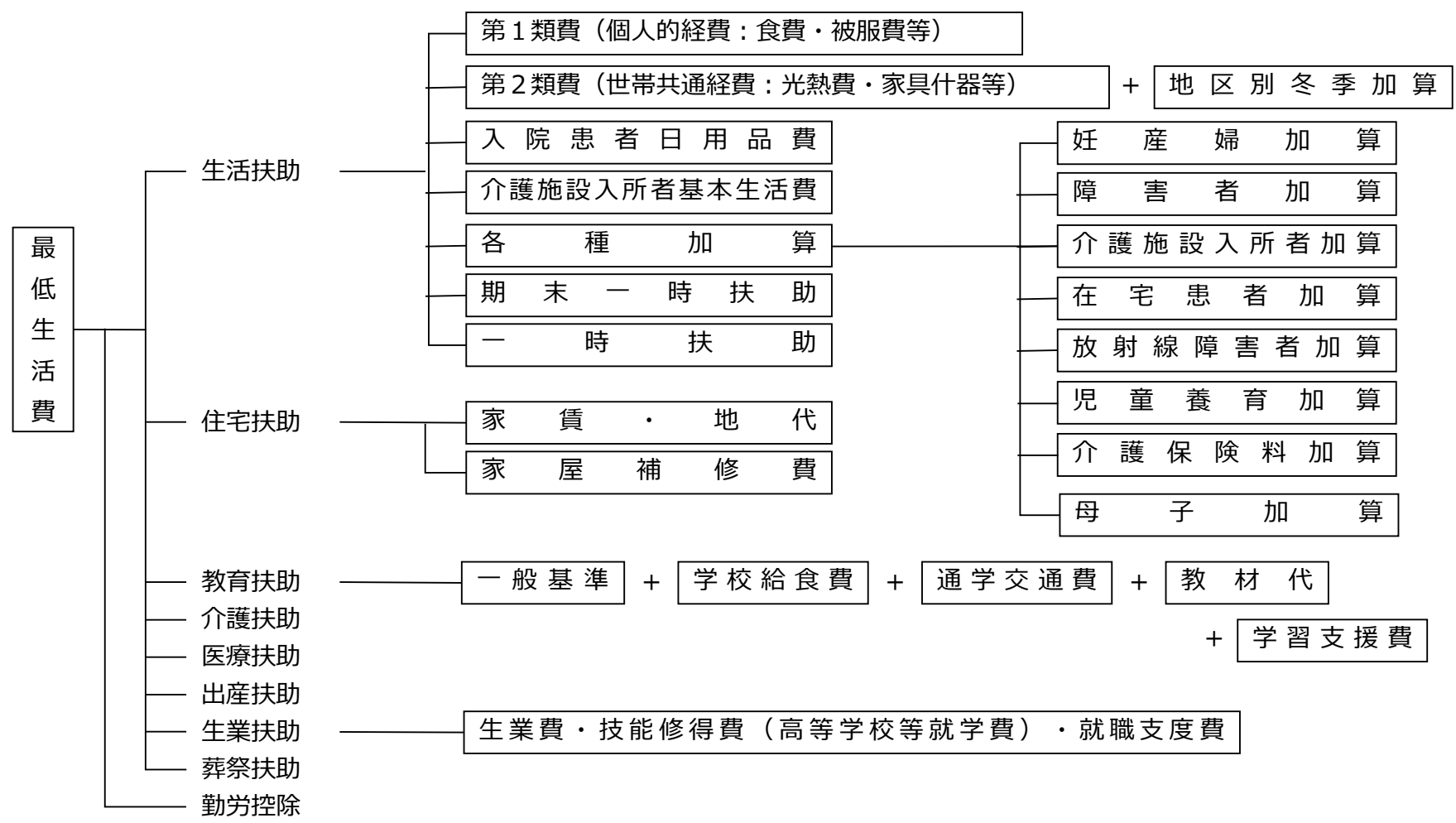
<調査方法>

- ・ 書面による照会

- 明らかに要保護者を扶養することができるとされる扶養義務者に対しては、扶養義務者への通知(法第24条第8項)、扶養義務者から報告徴収(法第28条第2項)、扶養義務者からの費用徴収(法第77条第1項)といった手続きがあります。

5. 最低生活費

- 保護基準（※）は、厚生労働大臣が、要保護者の年齢、世帯構成、所在地等の事情を考慮して扶助別（8つ）に定めています。 ※生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）
- 現金支給と現物（サービスや品物を受け、請求書等で直接提供者に費用を支払うもの）支給があります。
- 個々の世帯の状況に応じた加算や一時扶助が設けられています。



(続き)

◎ 生活保護基準の内容

生活保護基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。（生活保護法第8条第2項）

生活を営む上で生じる費用	対応する 扶助の種類	支 給 内 容
日常生活に必要な費用 (食費・被服費・光熱水費等)	生活扶助	基準額は、 ①食費等の個人的費用（年齢別に算定） ②光熱水費等の世帯共通的費用（世帯人員別に算定） を合算して算出。 10月から4月までのうち、地域に応じて5ヶ月から7ヶ月間冬季加算を支給。 特定の世帯には加算がある（障害者加算等）。
アパート等の家賃等	住宅扶助	定められた範囲内で実費を支給
義務教育を受けるために必要な学用品費等	教育扶助	定められた基準額（一部、定められた範囲内で実費）を支給
医療サービスの費用	医療扶助	費用は直接医療機関へ支払（本人負担なし）
介護サービスの費用	介護扶助	費用は直接介護事業者へ支払（本人負担なし）
出産費用	出産扶助	定められた範囲内で実費を支給
就労に必要な技能の修得等にかかる費用 (高等学校等に就学するための費用を含む。)	生業扶助	定められた範囲内で実費（高等学校等に就学するための費用の一部は定められた基準額）を支給
葬祭費用	葬祭扶助	定められた範囲内で実費を支給

※ 勤労控除：就労収入のうち一定額を控除する仕組み。就労収入額に比例して控除額が増加。

(続き)

- 最低生活費の認定は、一般に本人の申告、届出が中心となっていて行われるべきですが、**実施機関においても需要の発見について積極的に確認の努力**が必要です（別冊問答 問7-17）。
- 世帯の状況等に応じて加算や一時扶助が算定可能な場合がありますので、**加算や一時扶助の支給要件等について確認**するとともに、**世帯の状況を的確に把握し、適正に算定**することが求められます。

(職権による保護の開始及び変更)

第二十五条

- 2 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。前条第四項の規定は、この場合に準用する。

(届出の義務)

- 第六十一条 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならない。

(加算)

- 地区別冬季加算
- 妊産婦加算
- 障害者加算
- (重度障害者加算、家族介護料、他人介護料を含む)
- 介護施設入所者加算
- 在宅患者加算
- 放射線障害者加算
- 児童養育加算
- 介護保険料加算
- 母子加算

(一時扶助の例)

- 被服費（おむつ代を含む）
- 家具什器費
- 移送費（引っ越し、通院等）
- 入学準備金
- 就労活動促進費
- その他（配電設備費、水道、井戸又は水道設備費、液化石油ガス設備費、家財保管料、家財処分料、妊婦定期検診料、不動産鑑定費用 等）

ポイント：保護開始時に持ち合わせがない場合にはエアコン費用の支給が可能

生活保護世帯におけるエアコン購入に関する基本的な考え方

- ・ エアコンなどの家具什器費を含め、日常生活に必要な生活用品は**保護費のやりくりによって計画的に購入**していただくことが必要です。

また、**保護費のやり繰りによって購入が困難な場合**には、**生活福祉資金貸付を活用**して購入していただくことも可能です。

- ・ ただし、保護の実施要領 **局** 第7-2（6）の「ウ 冷房器具」に基づき

- ①**保護開始時に持ち合わせがない場合、**
- ②**長期入院・入所後に退院・退所し、新たに単身で居住を始める場合、**
- ③**災害により喪失し、災害救助法等他制度からの措置がない場合、**
- ④**転居の場合で新旧住居の設備の相違により、現に所有しているエアコンが使用できない場合**
- ⑤**犯罪等により被害を受け、生命身体安全確保のために新たに転居する場合で持ち合わせがない場合**

には、**エアコンの購入費用を一時扶助費により支給**することが可能です。

エアコンの購入に向けた必要な助言指導 等

- ・ 特別な事情がない生活保護世帯においては、毎月の保護費のやりくりの中でエアコンを購入（故障時等の対応含む）するため、**必要に応じて、購入に向けた家計管理に係る助言や、生活福祉資金貸付制度を紹介するなど、熱中症予防が必要な者への支援**が必要です。



厚生労働省にて作成している熱中症予防のリーフレット等を活用するなど、熱中症予防が必要な世帯に周知しましょう。

6. その他（世帯認定）

- 生活保護第10条は、保護の要否及び程度の決定は世帯を単位として行うこととしています。
また、**同一の住居に居住し、生計同一の者は、原則として同一世帯と認定します。**
- 一方、居住を一にしていない場合であっても、同一世帯として認定する場合があります。
- このほか、**同一世帯に認定される場合であっても、世帯分離として取扱うことが可能な場合もあります。**
- 判断に迷う場合には、**保護の実施要領「第1 世帯の認定」を踏まえて組織として判断**することが必要です。

（世帯単位の原則）

第十条 保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。

第1 世帯の認定

次 第1

同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定すること。

なお、居住を一にしていない場合であっても、同一世帯として認定することが適当であるときは、同様とすること。

6. その他（実施責任）

- 生活保護の実施責任は、生活保護法、保護の実施要領において定められています。
 - 原則として、居住地を有する要保護者の保護の実施責任は居住地を管轄する保護の実施機関、居住地がないか、明らかではない要保護者の実施責任は現在地を管轄する保護の実施機関が実施責任を負います。
 - ただし、救護施設、特別養護老人ホーム等の一部の施設等は、入居前の居住地または現在地の保護の実施機関が負います（居住地特例）。
- （生活保護法第19条、第84条の3、保護の実施要領「第2 実施責任」を参照）

参考

（実施機関）

第十九条 都道府県知事、市長及び社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を管理する町村長は、次に掲げる者に対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。

- 一 その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者
- 二 居住地がないか、又は明らかでない要保護者であつて、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの
- 2 居住地が明らかである要保護者であつても、その者が急迫した状況にあるときは、その急迫した事由が止むまでは、その者に対する保護は、前項の規定にかかわらず、その者の現在地を所管する福祉事務所を管理する都道府県知事又は市町村長が行うものとする。
- 3 第三十条第一項ただし書の規定により被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、又は私人の家庭に養護を委託した場合においては、当該入所又は委託の継続中、その者に対して保護を行うべき者は、その者に係る入所又は委託前の居住地又は現在地によつて定めるものとする。

※同法第84条の3に居住地特例の規定あり

IV. 保護の開始後



ここでは、下記の流れに沿って実務を学んでいきましょう。

1. 援助方針の策定
2. 関係機関との連携
3. 訪問調査と援助方針の見直し
4. ケース記録の作成
5. 収入状況等の把握
6. 返還・徴収
7. 受給者の権利と義務
8. 指導・指示

1. 援助方針の策定

- 保護の実施機関として、個々の世帯の状況を踏まえた援助方針を策定します。
- 援助方針は、訪問調査等により把握した世帯の生活状況を踏まえ、**自立に向けた課題を分析**するとともに、それらの**課題に応じた具体的な援助方針を策定**します。
- 必要に応じてケース診断会議に図るなど、保護の実施機関として**組織的に決定**します。

局 第12

4 援助方針

(1) 援助方針の策定

訪問調査や関係機関調査によって把握した要保護者の生活状況を踏まえ、個々の要保護者の自立に向けた課題を分析するとともに、それらの課題に応じた具体的な援助方針を策定すること。

また、策定した援助方針については、原則として要保護者本人に説明し、理解を得るよう努めること。

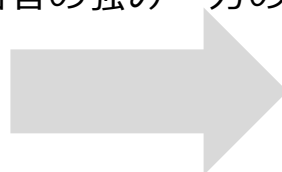
(2) 援助方針の評価と見直し

被保護世帯に対する指導援助の結果を適宜適切な時期に評価し、援助方針の見直しを行うこと。

援助方針の見直しは、世帯の状況等の変動にあわせて行うほか、世帯の状況等に変動がない場合であっても少なくとも年に1回以上行うこと。

訪問調査、
関係機関調査等による
世帯状況の把握

自立に向けた課題の分析
受給者の強み・力の発見



援助方針の策定

※必要に応じてケース診断
会議等により組織的に判断

ポイント：以下の点についても留意しましょう

- ✓ **援助方針を「生活実態の把握」や「病状調査」と記載していませんか？**
 - ・ 援助方針の策定にあたっては、要保護者の生活実態の把握と、個々の要保護者の自立に向けての課題分析が必要です。「生活実態の把握」や「病状調査」は方針策定の前段の作業であって、方針ではありません。できるだけ具体的な記載が必要です。
- ✓ **短期的な視点だけでなく、中長期的な視点に立った方針を検討できていますか？**
 - ・ そのためにも、受給者自身の自立への考え方を聞き取っておくことが大切です。
- ✓ **個々の世帯員にも着目した方針を検討していますか？**
 - ・ 特に世帯内の子どもについては、留意する必要があります。
- ✓ **援助方針の検討が難しいとき、ひとりで抱え込んでいませんか？**
 - ・ 多様な問題を抱えた世帯については、ケース診断会議等を活用して組織的な検討を行ったうえで方針を検討することが大切です。援助方針は組織としての方針であり、CWがひとりで抱え込まないよう留意する必要があります。



アセスメントを通じて、受給者本人の現状認識と、今後どのような生活を送りたいと考えているか、生活をどのように立て直そうと考えているかについて把握します。

援助方針策定に当たっての留意点

- 受給者の生活状況を踏まえ、個々の受給者の自立に向けた課題を把握します。
- アセスメントに当たっては、支援対象者の持つ良い点や力を大切にしていける視点が必要です。

世帯類型を問わず留意したい点

◆ 基礎的な内容

- ・ 生活状況や健康状態、就労に向けた阻害要因など、世帯が抱える課題はあるか
- ・ 世帯の課題を踏まえ、活用可能な他法他施策や必要な福祉サービス、関係機関などはあるか
- ・ 自立支援プログラムや被保護者就労支援事業などの各種事業の活用はどうか

◆ 扶養・資産に関する内容

- ・ 扶養義務者との関係はどうか（今後の意向を含む）
- ・ 緊急時等にすぐに対応してくれる方がいるか（扶養義務者を含む）
- ・ 負債の状況はどうか 等

◆ 生活状況

- ・ 生活習慣はどうか、日中の過ごし方はどうか
- ・ 交友関係や近隣住民との関係はどうか

(続き)

【例】高齢者世帯の場合 ➡日常生活自立や社会生活自立の観点を重視

◆基礎的な内容

- ・ 健康状態や生活状況から、必要な介護保険サービスや保健医療サービスなどはあるか
- ・ 住環境や家具什器の状況は適したものか（手すり、段差等）
- ・ 老齢年金等、活用可能な他法他施策はないか 等

◆その他

- ・ 近隣住民との交流状況はどうか
- ・ 社会活動（ボランティア、シルバー人材センター、老人クラブ 等）への参加状況はどうか
- ・ 緊急時にすぐに対応してくれる者がいるか（扶養義務者を含む）等

【例】子どものいる世帯の場合 ➡親への支援と子どもへの支援の双方を考慮

◆基礎的な内容

- ・ 親の育児や子どもの生活状況（家事、家計管理）、健康状態はどうか
- ・  子どもの状況：生育状況、学校への通学状況、今後の進路希望などの状況、家族に介護等が必要な世帯員がいる場合にヤングケアラーとして介護等をしていないか、虐待等の疑いはないか
- ・ 母子世帯の場合は前夫との関係や、子どもの養育費の援助の状況はどうか
- ・ 稼働できる場合は就労状況はどうか、稼働していない場合は就労できる可能性はどうか

◆その他

- ・ 近隣との交流など地域との関係はどうか
- ・  子どもが今楽しんでいること、熱中していることは何か

 は、できるだけ子ども自身との面接により把握することが望めます。

(続き)

ポイント：子どもの学習支援に関する各種対応

- 生活保護受給世帯の子どもは、家庭での学習・生活環境、学習意欲や将来の進学に向けた意識面等で課題を抱えており、保護者も周囲の地域との関わりが少ない傾向があります。必要な情報や支援が届きにくいという課題もあります。
- **貧困の連鎖を予防するため、子どもがいる世帯への教育施策を含めた各種支援施策**の説明や助言等を通じて、**子どもの学習や進路選択の支援を行うことが重要**です。

生活保護制度・生活困窮者自立支援制度

- 教育扶助費の支給
- 生業扶助（高等学校等就学費）の支給
- 子どもの学習塾費、大学等の進学費用について、奨学金やアルバイト収入から収入認定除外
- 大学等に進学した場合の世帯分離の取扱い（大学等に進学した子どもに係る住宅扶助費は減額しない）
- 進学・就職準備給付金の支給
- 子どもの進路選択支援事業



▲○カツ！

教育・こども関係施策

- 就学援助制度
教育扶助の対象外の経費（修学旅行費用等）の助成
- 高等教育の修学支援新制度【文部科学省】
 - ①授業料等の減免
 - ②給付型奨学金の支給
- こどもの生活・学習支援事業【こども家庭庁】



厚生労働省のホームページに掲載している「**○カツ**」では、生活保護受給中の子どもがいる世帯の支援策などを分かりやすくまとめています。**積極的に活用しましょう。**

(続き)

【例】障害者世帯・傷病者世帯の場合

◆基礎的な内容

- 健康状態や生活状況から、必要な福祉サービスや補装具などの支援は必要か
精神障害を有する場合には、精神科病院への通院状況や服薬状況はどうか
- 住環境や家具什器の状況は適したものか（手すり、段差等）
- 障害年金、特別障害者手当等、活用可能な他法他施策はないか 等
- 就労系福祉サービスの利用や社会活動への参加意向はどうか 等

【例】その他世帯の場合

◆基礎的な内容

- 就労している場合には、就労状況や生活状況等を踏まえ、増収の可能性はどうか
- 就労していない場合には、就労阻害要因（病状、育児、生活状況等の状況）はどうか
- 就労支援員による支援やハローワークとの連携、被保護者就労準備支援事業・生活困窮者就労準備支援事業の活用の検討 等

ポイント：稼働能力の活用は、こう考える

稼働能力を活用しているか否かについては、①稼働能力を有するか否か、②その稼働能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か、の3つの要素により判断。

現実には稼働能力があり、本人の有している資格、生活歴、職歴等から適切と判断され得る職場があるにもかかわらず、働く意思がない者は要件を欠くと判断するが、稼働能力も働く意思もあり、求職活動を行っているが現実には働く場がない者については要件を満たしているものと判断。

参考：生活保護受給者に対する「自立支援プログラム」について

背景

○ 生活保護制度の目的

・ 最低生活の保障（保護費の支給）

・ **自立の助長**

○ 自立支援プログラム導入の背景

・ 被保護者の抱える問題の多様化、被保護世帯数の増加

・ 生活保護担当職員の不足と経験不足

○ 自立の助長の内容

・ 日常生活自立 → 入院から在宅復帰 等

・ 社会生活自立 → ひきこもり防止、社会参加 等

・ 経済的自立 → 就労 等

自立支援プログラムの導入（平成17年度～）

○ 経済的給付に加え、福祉事務所が組織的に被保護者の自立支援を行う制度への転換を目的

概要

○ 実施機関は、管内の被保護者の状況や自立阻害要因を類型化し、自立支援の具体的内容と手順を定めた自立支援プログラムを類型毎に策定

○ 様々なプログラムの中から、個々の被保護者に必要なプログラムを本人同意の上決定し、労働部局、医療・福祉施設、NPO等の関係機関と連携し、被保護者が自らの自立のため行う活動を組織的に支援

自立の概念

・ 日常生活自立：身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理を行うなど日常生活において自立した生活を送ること
（例） 精神障害者⇒長期入院を防止・解消し、居宅生活の復帰・維持を目指すプログラム

・ 社会生活自立：社会的なつながりを回復・維持し、地域社会の一員として充実した生活を送ること
（例） 高齢者⇒傷病や閉じこもりを防止し、社会貢献活動の参加等により健康的な自立生活を維持するプログラム

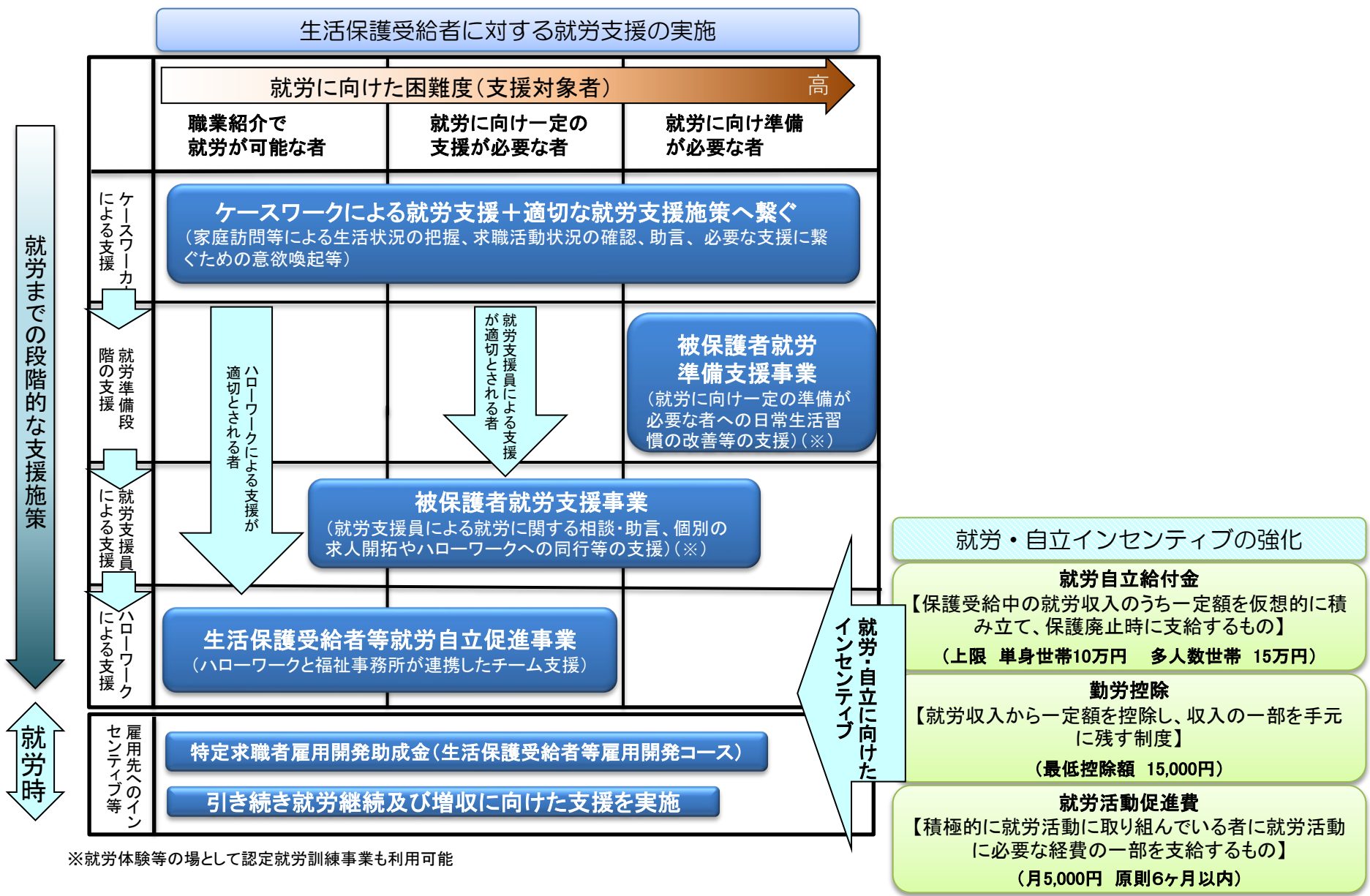
・ 経済的自立：就労による経済的自立等
（例） 稼働能力を有する者⇒就労に向けた具体的取組を支援し、就労を実現するプログラム

自立支援プログラムのイメージ

```
graph LR; subgraph "日常生活自立"; A1[金銭管理支援]; A2[高齢者・障害者の健康管理支援等]; A3[入院患者退院支援]; end; subgraph "社会生活自立"; A4[居場所づくり支援  
(高齢者、元ホームレス、引きこもりの者等に対するボランティア活動参加促進等)]; end; subgraph "経済的自立"; A5[被保護者就労準備支援事業]; A6[被保護者就労支援事業]; A7[生活保護受給者等就労自立促進事業]; A8[年金受給権整理]; end; A1 --- A2 --- A3 --- A4 --- A5 --- A6 --- A7 --- A8;
```

46

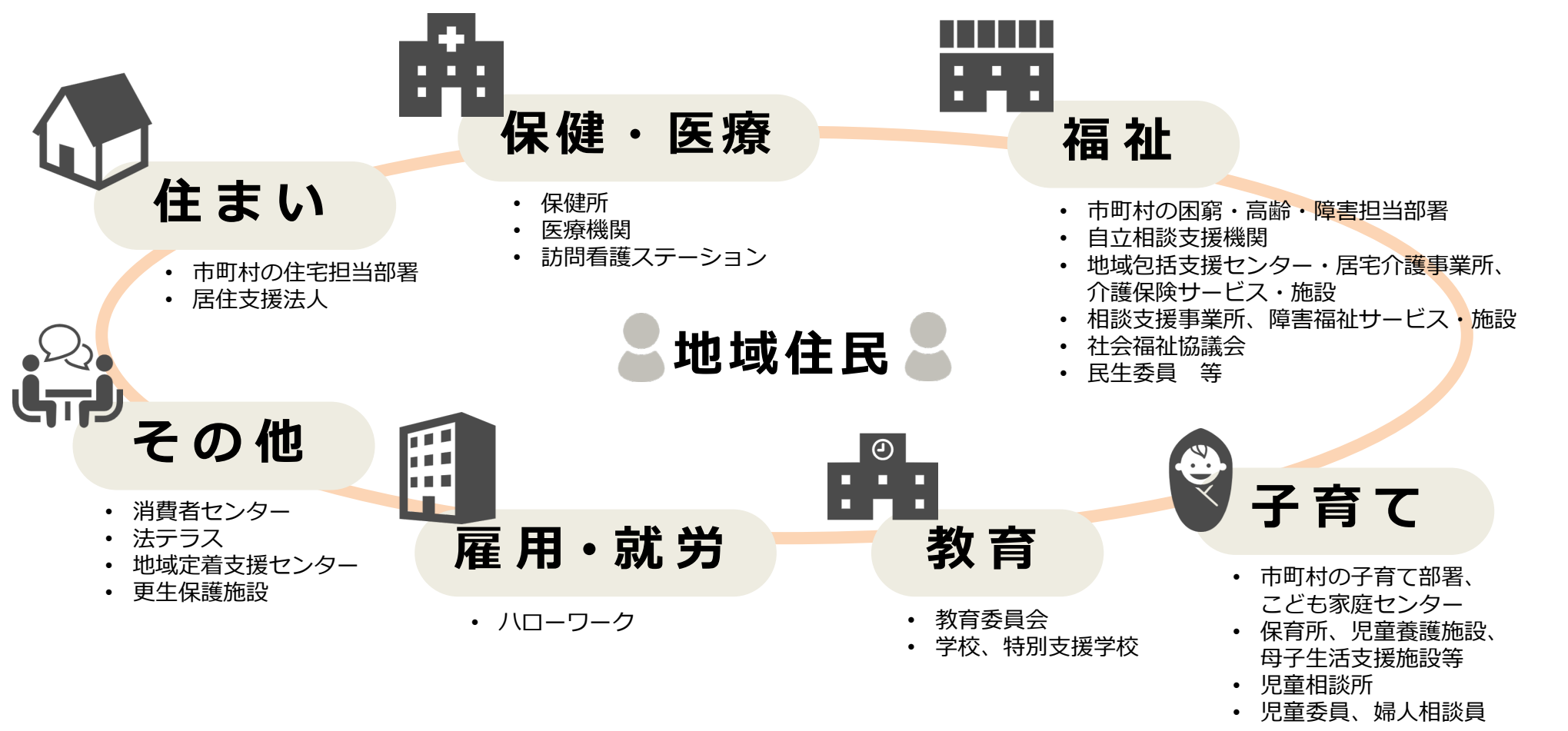
参考：生活保護受給者に対する就労支援施策について



2. 関係機関との連携

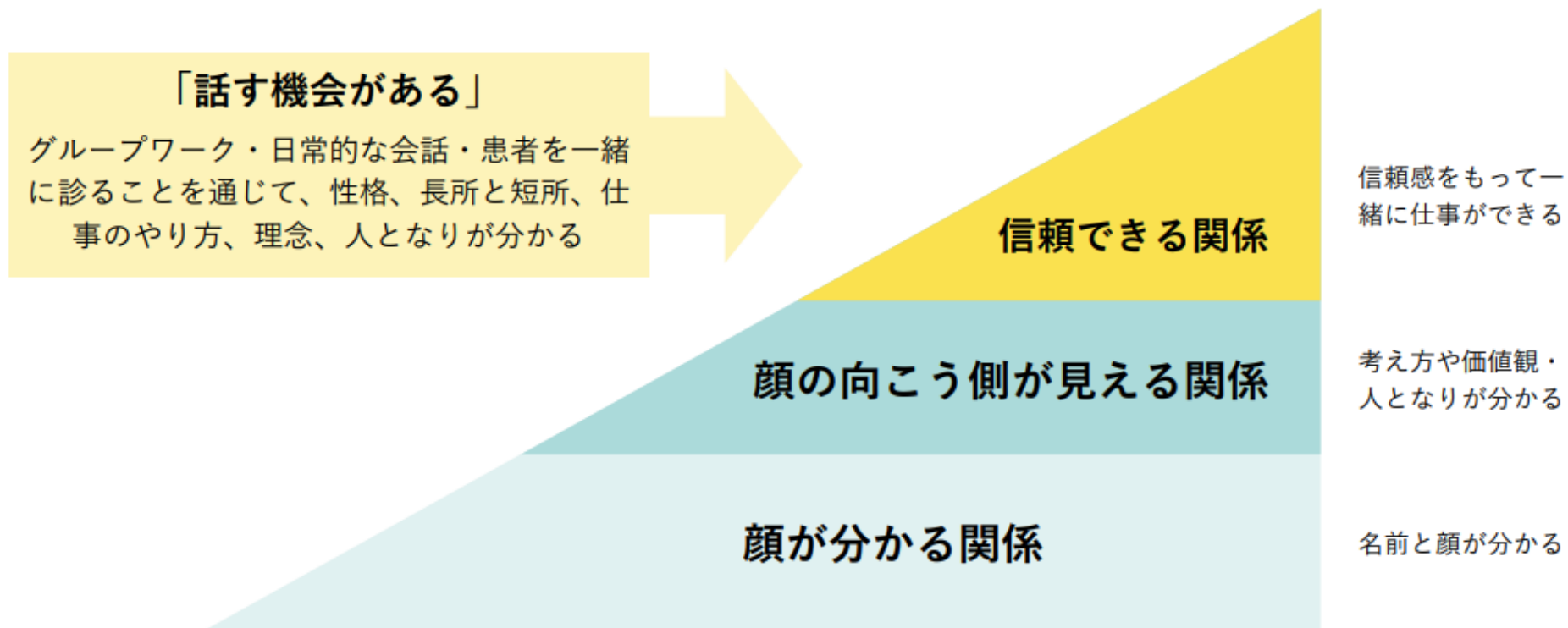
- 生活保護を受給されている方が抱える様々な課題に対応するためには、専門的な支援を行う関係機関等との連携が重要な鍵になります。
- 世帯の状況を居宅訪問等を通じて定期的に把握するとともに、世帯の状況を踏まえて関係機関と連携し、世帯の自立の支援や、課題の解決の援助を図ることが重要です。

※ 令和7年4月から生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律により、生活保護法において、関係機関との支援の調整や情報共有・体制の検討を行うための会議体（調整会議）を任意で設置できる旨規定されました。



(続き)

- 連携にあたっては、単に「顔が分かる関係」を築くのみならず、「顔の向こう側が見える関係」や「信頼できる関係」までを築くことが重要です。
- 「信頼できる関係」を築くためには、話し合いの機会を継続的に設け、信頼感をもって一緒に仕事ができるようになることが大切であると考えられます。



出典：森田達也ら「地域緩和ケアにおける「顔の見える関係」とは何か？」（『Palliative Care Research』7巻1号, 2012年, P.323-333）より作成
（参考：Optim's-pt 上原久氏作成資料）

3. 訪問調査と援助方針の見直し

- 訪問調査については、世帯の状況を把握することを通じて生活保護法の目的である「最低生活保障」と「自立助長」を図るために欠かせないものであり、CWの仕事の中核をなすものです。
- 訪問調査で把握した世帯の生活状況等を踏まえ、世帯の援助方針の見直しや自立助長のための相談援助や支援を行うとともに、生活保護費の変更が必要な場合には速やかに決定を行うことが求められます。

局 第12

1 訪問調査

要保護者の生活状況等を把握し、援助方針に反映させることや、これに基づく自立を助長するための指導を行うことを目的として、世帯の状況に応じ、訪問を行うこと。訪問の実施にあたっては、訪問時の訪問調査目的を明確にし、それを踏まえ年間訪問計画を策定のうえ行うこと。

なお、世帯の状況に変化があると認められる等訪問計画以外に訪問することが必要である場合には、随時に訪問を行うこと。また、訪問計画は被保護者の状況の変化等に応じ見直すこと。

（職権による保護の開始及び変更）

法第二十五条

- 2 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。前条第四項の規定は、この場合に準用する。

(続き)

- CWは、各福祉事務所で定められた訪問基準をもとに訪問計画を作成し、定期的に訪問を実施します。
世帯の状況を踏まえて訪問計画を作成し、計画的に訪問することが重要です。
- 保護の実施要領に基づき、原則として少なくとも1年に2回以上訪問することが必要です。(局 第12-1 参照)

参考：保護の実施機関における訪問基準作成の考え方

1 訪問基準の作成

実施機関において訪問基準を作成する場合には、生活保護受給世帯の生活状況や助言指導の必要性、援助方針等を考慮し、以下の考え方を踏まえて作成します。

(1) 1か月または2か月に1回以上を目安とする世帯

- ア 就労阻害要因がないにもかかわらず、稼働能力の活用が不十分であるなど、積極的な助言指導を要する世帯
- イ 生活状況や療養態度に課題があり、かつ民生委員・児童委員や保健所、児童相談所、地域包括支援センター等の関係機関（以下「民生委員等の関係機関」という。）との関わりや扶養義務者、近隣住民等との交流がないなど、生活状況や健康状態等の把握を要する世帯
- ウ 資産や他法他施策の活用を怠っており助言指導を要する世帯
- エ その他継続的な助言指導を要する世帯

(2) 3か月または4か月に1回以上を目安とする世帯

- ア 稼働能力の活用が不十分であったり、又は就労状況や就労収入が安定していないなど、定期的に助言指導を要する世帯（（1）アに該当する世帯を除く）
- イ 民生委員等の関係機関との関わりや扶養義務者、近隣住民等との交流がほとんどなく、生活状況や健康状態等の把握を要する世帯
- ウ その他定期的な助言指導を要する世帯

(3) (1) (2) 以外の世帯

6か月に1回以上の訪問調査を行います。ただし、実施要領 (局 第12の1の(2)において、「1年に1回以上の訪問」とされている世帯については、この限りではありません。

4. ケース記録の作成

- ケース記録は、保護決定の根拠や保護実施の過程を明示するとともに、要保護者のおかれている実情を把握し、CWの援助・支援の過程を明示するという目的があります。担当CWが交代しても、福祉事務所として一貫した支援を行うために必要なものです。
- また、保護を再開するときの参考資料として、あるいは不服申し立て等があった場合の重要な根拠資料になります。文書により、支援の過程や保護の決定の道筋を明らかにしておくことが重要です。
- ケース記録は訪問後すみやかに作成し、決裁を得る必要があります。

ポイント：ケース記録をまとめるにあたって

- 面接や訪問の目的を記しておくこと
- 面接や訪問を通じて得られた情報は、項目を付けて整理して記録すること
- 保護の決定の根拠を明らかにすること（根拠となる実施要領上の通知等の記載）
- 事実とCWの所見を分けて書くこと
 - ※記録は、把握した事実をできるだけ客観的にまとめるとともに、CWの所見を書きしておくことも不可欠です。事実に対してどのような援助・支援・対応が必要になるかを判断し、決定していく際の重要な参考となります。
- CWの対応・受給者の状況を具体的に記述すること
- 援助方針の変更を記録すること

5. 収入状況等の把握

- 保護の開始後は、定期的に収入申告書や資産申告書を徴取することが必要です。
- 収入があったときは、必ず申告するよう生活保護受給者に十分に説明します。
- 申告された収入の内容は、客観的な挙証資料に基づき確認するとともに、申告に基づき収入を認定し、保護費の決定を行います。（保護の実施要領「第8 収入の認定」参照）

【収入申告書】（課問第8の55「収入申告の時期等」参照）

【資産申告書】（局第3、課問第3の13「資産の申告」参照）

- ・ 就労可能な受給者は原則として毎月徴取
 - ・ 収入がない場合も1年に1回は徴取
 - ・ 収入に変動があったときは、随時徴取
 - ・ 高校生のアルバイト収入も申告の対象
- ・ 少なくとも1年に1回は徴取

○勤労に伴う収入

収入	挙証資料
（1）勤労収入	
①常用収入	・ 雇用先等から発行される「給与明細書」もしくは「給与証明書」 ・ 総支給額＝実支給額であり、控除すべき費用がない場合に限り、通帳の写しで振込額の確認も可能
②日雇い収入	・ 本人からの申告が中心（収入控（日雇）等による日給申告等）
（2）事業収入	・ 本人からの申告が中心（収入控（自営業）等により日々の総売上額、材料費、仕入額等）

○就労に伴う以外の収入

恩給、年金等の収入については、振り込まれた通帳や額改定通知等を確認します。
仕送り収入等についても、収入申告書徴取時に確認します。

(続き)

- 収入については、全額を収入として認定することが原則ですが、例外として、収入として認定しないものや、収入から控除できるものがあります。実施要領の **次** 第8-3を確認しておきましょう。

◆収入認定除外について（主な例）

○慈善的金銭、冠婚葬祭の祝儀香典等

- ・社会事業団体等から臨時的に恵与された金銭で社会通念上収入認定することが適当でないもの
- ・出産、就職、結婚、葬祭等に際して贈与される金銭で社会通念上収入認定することが適当でないもの

○自立更生のために使われるもの

- ・自立更生を目的とした恵与金又は他法他施策による貸付金のうち、自立更生にあてられるもの
 - ・災害等による補償金、保険金、見舞金のうち、自立更生にあてられるもの
 - ・高等学校等で就学しながら保護を受ける者のアルバイト等の収入のうち、
 - 生業扶助（高等学校等就学費）の支給対象とならない経費（学習塾費を含む）や賄いきれない経費であって、就学のための必要最小限度の額
 - 就労や早期脱却に資する経費（自動車運転免許、大学等の受験料、入学料等）
- ※実施機関が認めた場合

○特定の者に対しその障害等に着目し、精神的な慰謝激励等の目的で支給されるもの

- ・地方公共団体のいわゆる福祉的給付金 ほか

◆控除について（主な例）

○勤労控除（基礎控除、新規就労控除、20歳未満控除等）

○社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の勤労収入を得るための就労に伴う必要経費

※給与明細書で控除されているものでも控除できないものもあり（例：職場の親睦会費等）

○その他の必要経費

- ・出稼ぎ等に要する生活費や住宅費
- ・就労に伴う子の託児費



勤労控除は、就労に向けたインセンティブでもあり、意欲喚起にもつながるものです。仕組みについて把握し、受給者に丁寧に説明しましょう。

6. 返還・徴収

- 法第63条（返還）と法第78条（徴収）は、どちらも保護費の返還に関するものですが、
第63条は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき
第78条は、不実の申請や不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときの規定で
いわゆる「不正受給」が対象です。
- 法第63条、78条のいずれを適用するか判断に迷う場合には、**ケース診断会議等**により組織的に検討し、判断
しましょう（別冊問答 問13－1 参照）。

費用の返還（法第63条）

- ・ 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する
費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範
囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。
 - ▶ 法第63条の返還は、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきと
されています。一方でそれが世帯の自立を著しく阻害する場合は、**一定の範囲（自立更生のための
用途に充てられたもの等）で返還額から控除**して差し支えないとされています。
返還額の決定は、担当職員の判断で安易に行うのではなく、ケース診断会議等により実施機関の意
思決定として行います（別冊問答 問13－5 参照）。

費用の徴収（法第78条）

- ・ 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費
を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、
その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

7. 受給者の権利と義務

- 生活保護を受給した時の受給者の権利には、以下のようなものがあります。

1. 不利益変更の禁止（法第56条）

- ・ 被保護者は、正当な理由がなければ、既に決定された保護を、不利益に変更されることがない。

2. 公課禁止（法第57条）

- ・ 被保護者は、保護金品及び進学・就職準備給付金を標準として租税その他の公課を課せられることがない。

3. 差押禁止（法第58条）

- ・ 被保護者は、既に給与を受けた保護金品及び進学・就職準備給付金又はこれらを受ける権利を差し押さえられることがない。

- 生活保護を受給した時の受給者の義務には、以下のようなものがあります。

1. 譲渡禁止（法第59条）

- ・ 保護又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給を受ける権利は、譲り渡すことができない。

2. 生活上の義務（法第60条）

- ・ 被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない。

3. 届出の義務（法第61条）

- ・ 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならない。

4. 指示等に従う義務（法第62条）

- ・ 被保護者は、保護の実施機関が、第三十条第一項ただし書の規定により、被保護者を救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託して保護を行うことを決定したとき、又は第二十七条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。

5. 費用返還義務（法第63条）

- ・ 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

8. 指導・指示

- 保護の実施機関は、**法第27条に基づき**、被保護者の生活の維持、向上その他**保護の目的達成のために必要な指導又は指示**をすることができる旨規定されています。
- 法第27条には、
 - ・ **指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最少限度に止めなければならない。（第2項）**
 - ・ **被保護者の意に反して、指導又は指示を強制し得るものと解釈してはならない。（第3項）**
 と定められています。
- 法第27条による指導・指示は、**所長・課長等が参画するケース診断会議等における検討を経て、組織的に判断**すべきことに留意が必要です。
- **局** 第11の1「保護申請時における助言指導」、**局** 第11の2「保護受給中における指導指示」もあわせて確認しましょう。

（指導及び指示）

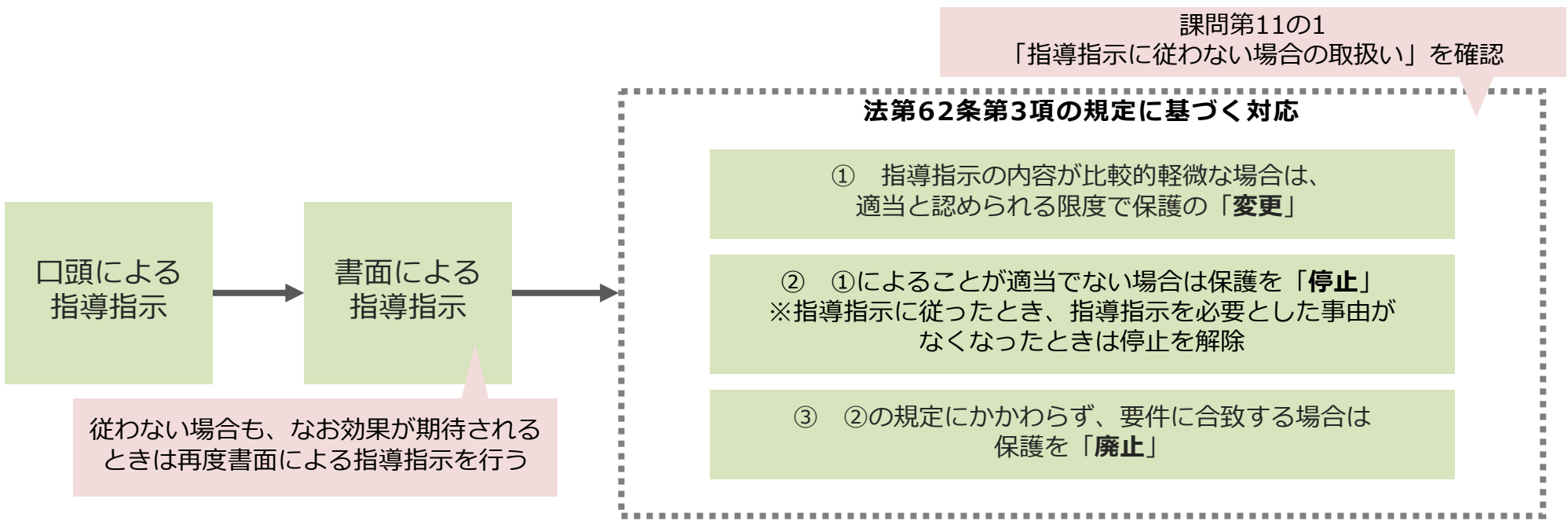
第27条

- 1 保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。
- 2 前項の指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最少限度に止めなければならない。
- 3 第一項の規定は、被保護者の意に反して、指導又は指示を強制し得るものと解釈してはならない。

ポイント：指導・指示における留意点

- ・ 法律上の権限を発動する前に**話し合いによって生活保護制度に対する理解を深め、自発的協力を求めていくことが必要**です（別冊問答「第11 保護決定上の指導指示及び検診命令」参照）。
- ・ **保護の目的達成と関係がない指導・指示や、被保護者の自由を侵害し、必要の最少限度を超えた指導・指示は無効**です。
- ・ また、受給者が果たすべき義務を果たせなかった場合、その**理由、原因を考える必要があります**。病気や障害のある方、字が読めない方、**様々な方が生活保護を受給**しています。相手に分かりやすい言葉で伝えたかなど、**その方の立場に立って考える必要があります**。

- 法第62条第3項に基づく停止・廃止の手続きは以下のとおりです。
- 指導指示の前、変更や停止・廃止の前は、**ケース診断会議を行い組織的に判断**する必要があります。
- 法施行規則第19条では、受給者が「書面による指導指示」に従わなかった場合でなければ、法第62条第3項による権限を行使してはならないと明記されています。保護の廃止処分は、**受給者の生活にかかわる重大なもの**であることに留意が必要です。



指導・指示違反があっても、ただちに処分を選択するのではなく、受給者の状況を十分に確認し、ケース診断会議等に諮るなど組織的に検討したうえで、どのような処分が適切かを判断する必要があります。処分内容が著しく相当性を欠く場合には、違法となります。

(続き)

- **法第27条の2**には、要保護者の自立を助長するために、要保護者からの相談に応じ、必要な助言をすることができる旨規定されています。
- 法第27条の2には、
 - ・ 保護の実施機関は、第五十五条の七第一項に規定する被保護者就労支援事業、第五十五条の八第一項に規定する被保護者健康管理支援事業、第五十五条の十第一項第一号に規定する子どもの進路選択支援事業、同項第二号に規定する被保護者就労準備支援事業、同項第三号に規定する被保護者家計改善支援事業及び同項第四号に規定する被保護者地域居住支援事業のほか、要保護者から求めがあつたときは、要保護者の自立を助長するために、要保護者からの相談に応じ、必要な助言をすることができる。と定められています。
- 2000（平成12）年、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（地方分権一括法）に基づく生活保護の改正により、「指導・指示」及び「相談・助言」については、以下のような位置づけとなっています。

法第27条

最低生活保障とそれに伴う
指導・指示に関する業務



法定受託事務

法第27条の2

要保護者への
相談・助言に関する業務



自治事務

V. 保護の停止・廃止



ここでは、保護の停止・廃止における必要な手続きについて、
学んでいきましょう。

1. 必要な手続き

- 生活保護を必要としなくなったと福祉事務所が判断した場合には、速やかに停止又は廃止を決定します。
- 保護の廃止に際しては、国民健康保険への加入など保護の廃止に伴い必要となる諸手続きのつなぎや、就労自立給付金の対象となる場合は支給します。
- また、必要に応じて生活困窮者自立支援制度の「自立相談支援機関」等の関係機関につなぎます。

（保護の停止及び廃止）

生活保護法第26条

保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。第二十八条第五項又は第六十二条第三項の規定により保護の停止又は廃止をするときも、同様とする。

ポイント：受給者から「辞退届」が出された場合

- 「辞退届」は、本人の任意かつ真摯な意思に基づくものであることが必要であり、「辞退届」の提出を強要してはならないことは言うまでもありません。

本人が「保護を辞退する義務がある」と誤信して提出した「辞退届」や、本人の意思によらない「辞退届」により、保護を廃止することはできません。

- また、「辞退届」が本人の任意かつ真摯な意思に基づいて提出された場合であっても、保護の廃止決定を行うにあたっては、本人から自立の目途を聴取したり、ケース診断会議等に諮ったりして、慎重に判断することが必要です。

※課問第10の12－3「保護受給中の者から提出された『辞退届』の取扱い」参照

本研修の獲得目標の再確認

- ✓ **生活保護制度の原理・原則や運用の基本について理解し、その上でケースワーカーに求められる実務を理解する**

講師からのメッセージ

(記載例)

ここまで生活保護の基本的な実務について学びました。

日頃の実務を行う中で、今回研修で学んだことを振り返りながら生活保護制度の意義・目的、保護の実施要領等を踏まえた実務の実施に努めましょう。

対応に悩んだときには、
上司や同僚への相談やケース診断会議に図るなど
組織として判断しましょう。

獲得目標の確認と振り返り

獲得目標の達成度

「はじめに」を適宜確認しましょう

▶ 達成度 → 達成！ ・ まあまあ達成！ ・ もう少し！ ・ いまいち！

▶ なぜそう思いましたか？理由を書いてみましょう

学べてよかったこと・もっと知りたいこと

明日からの仕事に活かしたいこと

【本研修教材作成に用いた資料】

- ・ 『生活保護手帳 2024年度版』 中央法規出版.
- ・ 『生活保護手帳 別冊問答集 2024年度版』 中央法規出版.
- ・ 国立市『生活保護きほんのき』,令和6年1月版.
- ・ 厚生労働省「生活保護の申請について、よくある誤解」 (最終閲覧日: 令和7年3月27日)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsuhogopage.html
- ・ 厚生労働省「資料3 生活困窮者自立支援制度と関連施策の連携のあり方等について」『社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会 (第17回)』,令和4年7月29日,
(最終閲覧日: 令和7年3月27日) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27133.html
- ・ 『改訂増補 生活保護法の解釈と運用 (復刻版) (紙版)』 社会福祉法人全国社会福祉協議会,2021年4月.
- ・ 厚生労働省社会・援護局保護課長通知『保護の実施機関における訪問基準の作成について』 社援保発0331第4号,平成27年3月31日.